官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔詔　書〕
○令和八年二月八日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する詔書　二
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三二）　二
○令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（中央選挙管理会一〇）　二
○令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等に関する件（同一一）　二
○最高裁判所裁判官国民審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号に関する件（同一二）　三
○令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を選任した件（同一三）　三
○令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行う期間に関する件（同一四）　三
○不正取得された無効旅券の告示（外務三〇）　五
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同三一、三二）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通二一九～二二五）　五
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一）　五
○道路に関する件（東北地方整備局六）　五
○道路に関する件　五
（関東地方整備局五、六）　五
○道路に関する件（四国地方整備局二）　五
〔国会事項〕
内閣　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（中国運輸局最低賃金公示一）　七
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七）　七
戸籍が滅失した件（同八）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
待矢場両堰土地改良区役員の退任及び就任関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九
会社その他　二七

詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、令和八年二月八日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

令和八年一月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

その他告示

○総務省告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年一月二十七日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
中道改革連合	山井　和則	豊原　昭二	東京都千代田区永田町一―一―一	（令和）八、一、一六

(二)　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
公明党参議院比例区第12総支部	原田大二郎	鈴木　孝久	愛媛県松山市畑寺四―一四―一	参議院議員	○
れいわ新選組参議院第一総支部	伊勢崎賢治	今井　千尋	東京都千代田区麹町二―五―二	参議院議員	○

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

（令和）七、八、六

（令和）七、八、六

(三)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
藤田誠後援会	藤田　誠	藤田　由香	東京都港区南青山四―二二―一	参議院議員　藤田　誠、参議院議員	（令和）七、五、二六
ゆうこく連合政治協会	原口　一博	坂本裕二朗	佐賀県佐賀市高木瀬東二―五―四	衆議院議員　原口　一博、衆議院議員	七、五、一二

○中央選挙管理会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定に基づき、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を次の表のとおり選任したので、同令第八十一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

選挙区名	職名	住所の市区町村名まで	氏名
北海道	選挙長	千葉県浦安市	古屋　正隆
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区	長谷川　孝
東北	選挙長	千葉県浦安市	古屋　正隆
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区	長谷川　孝
北関東	選挙長	千葉県浦安市	古屋　正隆
	選挙長の職務代理者	東京都練馬区	長谷川　孝
南関東	選挙長	東京都武蔵野市	門山　泰明
	選挙長の職務代理者	東京都北区	島田　勝則
東京都	選挙長	東京都武蔵野市	門山　泰明
	選挙長の職務代理者	東京都北区	島田　勝則
北陸信越	選挙長	東京都文京区	城島　光力
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区	犬丸　淳
東海	選挙長	東京都文京区	城島　光力
	選挙長の職務代理者	東京都新宿区	犬丸　淳
近畿	選挙長	埼玉県さいたま市	佐々木信夫
	選挙長の職務代理者	神奈川県大和市	平嵜　正俊
中国	選挙長	埼玉県さいたま市	佐々木信夫
	選挙長の職務代理者	神奈川県大和市	平嵜　正俊
四国	選挙長	東京都杉並区	魚住裕一郎
	選挙長の職務代理者	東京都小金井市	長岡　丈道
九州	選挙長	東京都杉並区	魚住裕一郎
	選挙長の職務代理者	東京都小金井市	長岡　丈道

○中央選挙管理会告示第十一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定に基づく各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを、次のとおり行う。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

日時　令和八年一月二十七日　午後九時

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

中央合同庁舎第二号館地下二階　総務省講堂

○中央選挙管理会告示第十二号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第五条第一項の規定に基づき、最高裁判所裁判官国民審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

一　審査の期日　令和八年二月八日

一　審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号

裁判官の氏名の告示順序を示す番号	審査に付される裁判官の氏名
1	高須（たかす）　順一（じゅんいち）
2	沖野（おきの）　眞已（まさみ）

○中央選挙管理会告示第十三号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を次のとおり選任したので、最高裁判所裁判官国民審査法施行令第十五条において準用する公職選挙法施行令第八十一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

氏名	住所の市区町村名まで
審査長	
古屋　正隆	千葉県浦安市
審査長の職務代理者	
長谷川　孝	東京都練馬区

○中央選挙管理会告示第十四号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十六条の二第二項の規定に基づき、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票を行う期間を次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

期日前投票を行う期間　令和八年二月一日から二月七日まで

○外務省告示第三十号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

令和八年一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

旅券番号	発行年月日
MJ 2292326	2023年7月6日

○外務省告示第三十一号

令和六年七月九日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十六年六月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア電力・ガス公社に供与されることになったラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期日前投票を行う期間　令和八年二月一日から二月七日まで

○外務省告示第三十二号

令和八年一月五日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十六年六月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア電力・ガス公社に供与されることになったラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和六年七月九日付けの口上書により令和八年一月十日まで延長された。）がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十年七月十日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和八年一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

○国土交通省告示第二百十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

左股川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道札幌市西区福井の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線及び一点と四点を平成五年建設省告示第四百九十一号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 02′ 42.4412″	141° 15′ 42.9573″
2	43° 02′ 43.2174″	141° 15′ 43.6469″
3	43° 02′ 43.8159″	141° 15′ 44.5215″
4	43° 02′ 45.9586″	141° 15′ 45.3833″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中央の沢川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

北海道常呂郡置戸町字北光の区域内の土地のうち、次の一点から十九点までを順次結んだ線及び一点と十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	43° 40′ 44.4072″	143° 35′ 17.2817″
2	43° 40′ 45.1093″	143° 35′ 16.4563″
3	43° 40′ 44.8700″	143° 35′ 16.0922″
4	43° 40′ 44.8228″	143° 35′ 14.6900″
5	43° 40′ 47.2601″	143° 35′ 14.0448″
6	43° 40′ 47.7821″	143° 35′ 14.8391″
7	43° 40′ 47.2640″	143° 35′ 17.4070″
8	43° 40′ 46.2565″	143° 35′ 18.7287″
9	43° 40′ 46.2061″	143° 35′ 19.8555″
10	43° 40′ 45.8122″	143° 35′ 20.4853″
11	43° 40′ 45.3527″	143° 35′ 20.5526″
12	43° 40′ 44.9055″	143° 35′ 19.9944″
13	43° 40′ 44.6848″	143° 35′ 18.1090″
14	43° 40′ 44.3078″	143° 35′ 18.1637″
15	43° 40′ 44.1201″	143° 35′ 19.1420″
16	43° 40′ 43.7910″	143° 35′ 19.6849″
17	43° 40′ 43.6310″	143° 35′ 19.1927″
18	43° 40′ 43.9647″	143° 35′ 17.9137″
19	43° 40′ 44.4585″	143° 35′ 17.5610″

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

札滑川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　北海道紋別郡西興部村字札滑の区域内の土地のうち、次の一点と二点を結んだ線及び一点と二点を昭和五十二年建設省告示第七百五十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	44° 15′ 36.7331″	142° 52′ 42.8654″
2	44° 15′ 35.9284″	142° 52′ 42.4872″

ロ　北海道紋別郡西興部村字札滑の区域内の土地のうち、次の三点から五点までを順次結んだ線及び三点と五点を昭和五十二年建設省告示第七百五十七号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
3	44° 15′ 39.6635″	142° 52′ 40.8678″
4	44° 15′ 39.8086″	142° 52′ 41.6228″
5	44° 15′ 37.9414″	142° 52′ 42.3372″

○国土交通省告示第二百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

京都府宇治市蒐道の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第百九十六号で指定した大谷川に掲げる土地の区域及び平成三年建設省告示第二百十九号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°54′06.4298″	135°48′52.1667″
2	34°54′06.4162″	135°48′52.6206″
3	34°54′07.0044″	135°48′53.9295″
4	34°54′07.4603″	135°48′55.0167″
5	34°54′08.1234″	135°48′56.6676″
6	34°54′08.7170″	135°48′57.1191″
7	34°54′09.2256″	135°48′57.5569″
8	34°54′06.5585″	135°48′57.7300″
9	34°54′06.3617″	135°48′56.3354″
10	34°54′06.1738″	135°48′54.9784″
11	34°54′05.9168″	135°48′53.6441″
12	34°54′05.8402″	135°48′52.8499″
13	34°54′05.8782″	135°48′51.9997″
14	34°54′06.0225″	135°48′51.7498″

○国土交通省告示第二百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中村川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

佐賀県小城市小城町畑田

字観音古賀　四五四一番　一号

四五三九番一　二号

四五三九番二　三号

四五一〇番二　六号

地先道路敷

四五〇九番一　七号

四五〇一番一　八号

四五〇二番一　九号

佐賀県小城市小城町晴気

字中村　三一六一番一　四号

三一六四番　五号

○国土交通省告示第二百二十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

オモレ沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県大月市七保町瀬戸の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°40′44.9133″	138°57′58.3700″
2	35°40′44.4771″	138°57′56.6600″
3	35°40′45.8515″	138°57′53.6102″
4	35°40′46.5667″	138°57′53.9373″
5	35°40′47.2759″	138°57′56.2610″
6	35°40′47.2107″	138°57′58.0755″
7	35°40′47.6369″	138°58′00.5627″
8	35°40′48.8485″	138°58′01.5178″
9	35°40′49.2268″	138°58′02.0086″
10	35°40′49.1752″	138°58′02.8267″
11	35°40′48.6396″	138°58′03.3114″
12	35°40′47.9276″	138°58′03.3571″
13	35°40′48.1952″	138°58′02.1897″
14	35°40′46.8578″	138°58′00.8146″
15	35°40′46.6593″	138°57′59.0322″

○国土交通省告示第二百二十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

入の沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡身延町常葉の区域内の土地のうち、次の一点から七点までを順次結んだ線及び一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第千七百二十四号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°26′56.7184″	138°28′19.8843″
2	35°26′56.8513″	138°28′20.8184″
3	35°26′56.5403″	138°28′21.2235″
4	35°26′56.1934″	138°28′22.0212″
5	35°26′56.8597″	138°28′22.8130″
6	35°26′56.8227″	138°28′23.3622″
7	35°26′55.9109″	138°28′21.8646″

○国土交通省告示第二百二十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上手沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県都留市与縄の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第百三十七号で指定した同号一三に掲げる土地の区域及び令和五年国土交通省告示第千六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°33′44.2704″	138°56′53.8670″
2	35°33′45.8430″	138°56′55.3966″
3	35°33′48.7593″	138°56′57.8894″
4	35°33′49.6542″	138°56′59.0239″
5	35°33′48.9939″	138°56′59.2249″
6	35°33′48.4502″	138°56′59.8675″
7	35°33′48.1770″	138°57′00.9195″
8	35°33′47.8321″	138°56′59.2587″
9	35°33′46.6659″	138°56′58.1500″
10	35°33′45.1834″	138°56′56.5248″
11	35°33′43.5494″	138°56′54.6077″

○国土交通省告示第二百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

川浦沢

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県西八代郡市川三郷町上野の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°33′32.4149″	138°31′00.9211″
2	35°33′33.0037″	138°31′01.3149″
3	35°33′33.4140″	138°31′02.0333″
4	35°33′32.6751″	138°31′03.2973″
5	35°33′31.9400″	138°31′03.2068″
6	35°33′31.0270″	138°31′02.4361″
7	35°33′30.9319″	138°31′02.0667″
8	35°33′31.8495″	138°31′00.9653″

○東北地方整備局告示第六号

平成十七年東北地方整備局告示第十五号及び令和二年東北地方整備局告示第百三十号一般国道四十七号道路管理用光ファイバ兼用工作物管理協定は令和八年三月三十一日をもって廃止する。

令和八年一月二十七日

東北地方整備局長　西村　拓

○関東地方整備局告示第五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	成田市高字外羽三〇三五番地先から同市名木字御霊台八九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月二十八日

○関東地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	成田市成井字寺ノ下向八九五番八五から同市吉岡字西ノ向一二一七番九七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　令和八年一月二十八日

○観光庁告示第一号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、グーリィー株式会社（登録研修機関第六十九号）から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年一月二十七日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	千葉県千葉市若葉区小間子町一番地四百四十二
変更後	神奈川県茅ヶ崎市十間坂一丁目一番二十三号

二　変更の年月日　令和五年三月三十一日

○四国地方整備局告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年一月二十七日

四国地方整備局長　豊口　佳之

一　道路の種類、路線名及び道路の位置

一般国道	三十二号	徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から高知県高知市介良地先まで
〃	百九十二号	徳島県三好市池田町ウヱノ三一一〇番地一地先から愛媛県西条市福武甲四五九番地一地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏　名　東京大学地震研究所　所長　古村　孝志

住　所　東京都文京区弥生一丁目一番一号

三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

「道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　令和七年十二月十八日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

一月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ブータン王国に対する我が国の在外公館体制等に関する質問主意書（阪口**直**人提出）

カンボジアにおける日本人関与の特殊詐欺問題に関する質問主意書（阪口**直**人提出）

旧皇室典範以来の皇族の養子縁組禁止の立法趣旨に鑑みた旧宮家男系男子の養子受入れ案に関する質問主意書（たがや亮提出）

パレスチナ国家承認問題と「二国家解決」実現に向けた我が国の対応に関する質問主意書（たがや亮提出）

朝里川温泉スキー場で児童死亡事故を招いた昇降施設の「安全基準不在」問題に関する質問主意書（たがや亮提出）

黎智英氏への判決及び香港行政長官への金融制裁に関する質問主意書（松原仁提出）

海底ケーブルへの破壊工作に関する質問主意書（松原仁提出）

イランにおける深刻な人権弾圧に関する質問主意書（松原仁提出）

報告書受領

一月二十三日内閣から次の報告書を受領した。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告

財務書類受領

一月二十三日内閣から次の財務書類を受領した。

特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による令和六年度特別会計財務書類

辞令

（議長秘書）衆議院参事　平川　大輔

（副議長秘書）同　佐藤　彰洋

願により本職を免ずる（各通）（一月二十三日）

参議院

特別委員長選任

一月二十三日次のとおり特別委員長を選任した。

災害対策及び東日本大震災復興特別委員長	下野　六太
沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員長	横沢　高徳
政治改革に関する特別委員長	櫻井　充
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長	福岡　資麿
政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員長	古川　俊治
デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員長	松下　新平
消費者問題に関する特別委員長	松沢　成文
こども・子育て・若者活躍に関する特別委員長	舟山　康江

議案提出

一月二十三日議員から次の議案が提出された。

政府等特定資産の運用の効率化を図るための措置に関する法律案（上田勇外三名発議）（参第一号）

質問主意書提出

一月二十三日議員から次の質問主意書が提出された。

旧長生炭鉱水没事故の遺骨返還に関する質問主意書（小池晃提出）（第一号）

災害ＮＰＯや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二号）

原子力防災に係る緊急時対応の改定及び了承に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第三号）

「外国からの不当な干渉」に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第四号）

質問主意書転送

一月二十三日次の質問主意書を内閣に転送した。

旧長生炭鉱水没事故の遺骨返還に関する質問主意書（小池晃提出）（第一号）

災害ＮＰＯや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物除去に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二号）

原子力防災に係る緊急時対応の改定及び了承に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第三号）

「外国からの不当な干渉」に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第四号）

継続審査及び継続調査の議決通知

一月二十三日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、令和六年度一般会計歳入歳出決算、令和六年度特別会計歳入歳出決算、令和六年度国税収納金整理資金受払計算書、令和六年度政府関係機関決算書（第二百十九回国会提出）

二、令和六年度国有財産増減及び現在額総計算書（第二百十九回国会提出）

三、令和六年度国有財産無償貸付状況総計算書（第二百十九回国会提出）

四、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策及び東日本大震災復興特別委員会

一、災害及び東日本大震災復興の総合的対策樹立に関する調査

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会

一、沖縄・北方問題及び地方の活性化等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

政治改革に関する特別委員会

一、政治改革に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する特別委員会

一、政府開発援助及び国際協力・人道支援等に関する調査

デジタル社会の形成及び人工知能の活用等に関する特別委員会

一、デジタル社会の形成、人工知能の活用及び関係する科学技術等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会

一、こども・子育て・若者活躍に関しての総合的な対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会

一、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査

報告書受領

一月二十三日内閣から、特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による令和六年度特別会計財務書類を受領した。

また、同日内閣から、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第十五条の規定に基づく同法の施行状況に関する報告を受領した。

裁判官弾劾裁判所

裁判長の職務代行

一月二十三日衆議院解散により、当裁判所の裁判長が欠けたので、裁判官弾劾法第十七条第二項の規定により、次の裁判員が、臨時に裁判長の職務を行うことになった。

石井　準一

裁判官訴追委員会

委員長職務代行者就任

裁判官弾劾法第六条第二項により、次の者が委員長職務代行者に就任した。（一月二十三日）

裁判官訴追委員会委員長職務代行者

中西　祐介

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　小野田紀美

経済産業大臣赤澤亮正帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○防衛大臣臨時代理解職

同　赤間　二郎（あかま二郎）

防衛大臣小泉進次郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　小野田紀美

内閣府特命担当大臣赤澤亮正帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）事務代理を免ずる（以上一月二十二日）

（警察庁長官官房付）警視監　若田　英

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる

内閣総務官室に併任する

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　鎌谷　陽之

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））に併任する

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　千代延晃平

警察庁に出向させる

内閣総務官室の併任を解除する

（内閣府大臣官房政策立案総括審議官）内閣府事務官　**廣瀬**　健司

（厚生労働省大臣官房審議官（人材開発、外国人雇用、都道府県労働局担当））厚生労働事務官　蒔苗　浩司

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　鶴代　隆造
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室））の併任を解除する　永島　拓
（警察庁警備局付）警視長　菱田　泰弘
（出入国在留管理庁政策課長）法務事務官（財務省大臣官房付）財務事務官　谷　雅彰
（厚生労働省参事官）厚生労働事務官　高松　利光
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上一月二十三日）

叙位・叙勲

○叙位

正三位に叙する
片山虎之助
正六位に叙する（各通）
井出　義昭
岡本　茂樹
落合　謙治　小野　善正
財津　幸範　菅原　信雄
湯本　厚　吉岡　裕一
従六位に叙する（各通）
大野　照男　北田　孝一
中田　仁司　黛　秀男
正七位に叙する（各通）（以上七年十二月十八日）
近藤　守
正五位に叙する
三ツ井　晋
従五位に叙する（各通）
曽我　透
中村　英昭
正六位に叙する（各通）
野崎　博
大石　眞裕　大野　順廣
亀田　敏和　佐々木　規
武内　憲一　松村　泰行
従六位に叙する（各通）
川村　理志
正七位に叙する（各通）
郡司　裕子
（愛媛県伊予消防等事務組合消防司令）
仲岡　義起
従七位に叙する（以上七年十二月十九日）
屋比久　浩
（琉球大学名誉教授）
正四位に叙する
川端　武和
従五位に叙する（各通）
宮城　一夫
梅村　元次
野村　忠夫
仲里　金介
持田　和男
正六位に叙する（各通）
永山　宏昭
福島　聡
畑　清喜
山崎　望
従六位に叙する（各通）
（警視庁警部）
徳永　昭助
中村　徳江
正七位に叙する（各通）
（新潟県警部）
和田　達郎
従七位に叙する（以上七年十二月二十日）
杉田　和博
正三位に叙する
（東北大学名誉教授）
田中　正之
正四位に叙する
（東京大学名誉教授）
久保田弘敏
従四位に叙する（各通）
（長野工業高等専門学校名誉教授）
松島　久夫
正五位に叙する
塚原　治
小林　秀雄　込山　晴康
正六位に叙する（各通）
横田亀久惠
石間　正昭　稲葉　隆志
加地　敏博　太田　敏雄
佐瀬　昭　木戸　利和
従六位に叙する（各通）
清野　敏巳
田口　哲
正七位に叙する
山本　勇治
濱野　千歳　堀場　学
従七位に叙する（各通）（以上七年十二月二十一日）

○叙勲

瑞宝双光章を授ける（各通）
齋藤　喜尚　中田　仁司
小出　康宏　財津　幸範　清水　孝則
黛　秀男　湯本　厚　吉岡　裕一
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月十八日）
近藤　守
瑞宝小綬章を授ける
大石　眞裕　大野　順廣
鬼丸　竜治　中村　英昭
瑞宝双光章を授ける（各通）
猿田　義行　武内　憲一
郡司　裕子
（愛媛県伊予消防等事務組合消防司令）
仲岡　義起
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月十九日）
梅村　元次　野村　忠夫　畑　清喜
持田　和男　八代　仁一
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部）
中村　徳江
福島　聡
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七年十二月二十日）
久保田弘敏
（東京大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける
稲葉　隆志　太田　敏雄　堀場　学
瑞宝双光章を授ける（各通）
清野　敏巳
瑞宝単光章を授ける（以上七年十二月二十一日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、オーストラリアの国祭日につき、一月二十三日同国連邦総督閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、インドの共和国記念日につき、一月二十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

中国運輸局最低賃金公示第１号

中国地方交通審議会から中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第５号）、中国海上旅客運送業最低賃金（平成９年中国運輸局最低賃金公示第６号）、中国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第１号）及び中国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年中国運輸局最低賃金公示第２号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に中国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号730－8544広島県広島市中区上八丁堀６番30号」あて提出されたい。

令和８年１月27日

中国運輸局長　金子　修久

中国地方交通審議会の意見（要旨）

１．中国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額としてそれぞれ、職員（船長を含む。）「269,700円」を「280,700円」に、ただし書の課程修了後の勤務期間が一定の期間に満たない職員「253,150円」を「264,150円」に、はしけ長「269,700円」を「280,700円」に、部員「211,100円」を「222,100円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「201,700円」を「212,700円」に改正することが適当である。

２．中国海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額としてそれぞれ、職員（船長を含む。）「263,450円」を「273,250円」に、部員「196,800円」を「207,800円」に改正することが適当である。

３．中国漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額としてそれぞれ、「213,300円」を「224,000円」に、鳥取県、島根県及び山口県内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者に雇用されている船員であって、２そうびき沖合底びき網漁業の漁船に乗り組む者の最低賃金額「196,000円」を「206,700円」に改正することが適当である。

４．中国漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「213,300円」を「224,000円」に改正することが適当である。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　一八六頁（号外第一三六号）

令和八年一月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

（甲）旭化成株式会社

代表取締役　工藤幸四郎

東京都千代田区有楽町一丁目一番二号

（乙）旭化成エポキシ株式会社

代表取締役　柏木　利典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月二十六日

掲載頁　二頁

令和八年一月二十七日

東京都千代田区麹町三丁目五番地二

（甲）株式会社ＡＣ－５

代表取締役　村山　脩利

東京都中央区日本橋茅場町一丁目七番五号

（乙）ビルマテル株式会社

代表取締役　白井　庄史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.jasset.co.jp/ir.php

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　一一七頁（号外第八号）

令和八年一月二十七日

東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号

（甲）日本アセットマーケティング株式会社　代表取締役　平田　一馬

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号

（乙）株式会社アセッツ・パートナーズ

代表取締役　安本　龍司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.cimtech.co.jp/

（乙）https://airitech.co.jp/news_category/announces/

（丙）https://www.madere.jp/

令和八年一月二十七日

東京都中央区銀座六丁目六番一号

（甲）株式会社シムテック

代表取締役　水島　康平

東京都渋谷区代々木三丁目二二番七号

（乙）Ａｉｒｉｔｅｃｈ株式会社

代表取締役　山﨑　政憲

千葉県市川市欠真間二丁目一六番一－二〇三号

（丙）株式会社マデール

代表取締役　土屋　健一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　三十八頁（号外第一五二号）

令和八年一月二十七日

東京都中央区日本橋三丁目六番二号

（甲）ソーダニッカ株式会社

代表取締役　目﨑　龍二

名古屋市熱田区一番二丁目三六番一九号

（乙）株式会社日進

代表取締役　佐藤　壮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　三十四頁（号外第八十五号）

令和八年一月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

（甲）株式会社Ｊａｐａｎ　Ｖｅｔｅｒｉｎａｒｙ　Ｎｅｘｕｓ

代表取締役　仲田真紀子

東京都渋谷区渋谷三丁目六番一五号

（乙）株式会社ＡＮＣＨＯＲＳ

代表取締役　池田　篤穂

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二一四頁（号外第一四八号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　二一三頁（号外第一四八号）

令和八年一月二十七日
東京都豊島区東池袋三丁目一三番三号
（甲）Ｒｅｎｘａ株式会社
代表取締役　坂本　幸司
東京都豊島区東池袋一丁目二五番九号
（乙）エフエルシープレミアム株式会社
代表取締役　伊藤　賢治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.technication.co.jp/
（乙）https://seed-it.jp/

令和八年一月二十七日
東京都新宿区西新宿二丁目一番一号新宿三井ビルディング三六階
（甲）株式会社テクニケーション
代表取締役　西田　拳
東京都渋谷区広尾一丁目一〇番四号越山ＬＫビル三階
（乙）株式会社ＳｅｅＤ
代表取締役　高橋　俊介

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十六日
掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　山陽新聞
掲載の日付　令和八年一月二十一日
掲載頁　十八頁

令和八年一月二十七日
東京都千代田区紀尾井町三番一二号
（甲）バーチューアンドエクセレンスインベストメント株式会社
代表取締役　山崎　陽子
岡山市北区中仙道二丁目九番三―一号
（乙）トータルアシスト・カバヤ株式会社
代表取締役　窪田健太郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一九七頁（号外第一七五号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　二〇二頁（号外第一七五号）

令和八年一月二十七日
神奈川県伊勢原市石田二〇〇番地
（甲）株式会社アマダ
代表取締役　山梨　貴昭
札幌市東区北十五条東十八丁目一番二一号
（乙）株式会社北海道アマダ
代表取締役　長澤　聖一
神奈川県伊勢原市石田二〇〇番地
（丙）株式会社アマダビジネスサポート
代表取締役　高野　真一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十五頁（号外第十一号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十九日
掲載頁　二十頁（号外第十一号）

令和八年一月二十七日
神奈川県小田原市飯泉七三六番地の一
（甲）株式会社ＩＺＵＭＩＹＡ
代表取締役　鈴木　雅治
埼玉県入間市宮寺三一七八番地
（乙）株式会社ＩＺＵＭＩＹＡ西東京
代表取締役　鈴木　雅治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十二日
掲載頁　八十七頁（号外第十四号）

（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和八年一月二十二日
掲載頁　十七頁

令和八年一月二十七日
富山市太郎丸一一三番地四
（甲）株式会社松栄
代表取締役　松岡　宏
富山市太郎丸一一三番地四
（乙）株式会社ＭＧ１
代表取締役　松岡　宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年一月十六日
掲載頁　三頁

令和八年一月二十七日
福井県坂井市坂井町東三六号八一番地
（甲）株式会社ショッププレス
代表取締役　堤　さおり
愛知県江南市小折町八反畑八番地
（乙）株式会社Galle-de-watanabe
代表取締役　木村沙友里

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁は解散することにいたしましたので公告します。

この各合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和七年十月十六日付官報
（号外第二三〇号）五十五頁

（乙）令和七年十月三十一日付官報
（号外第二四二号）一八二頁

（丙）令和七年十一月七日付官報
（号外第二四六号）九十頁

（丁）令和七年十一月四日付官報
（号外第二四三号）八十七頁

令和八年一月二十七日
岐阜県関市下有知三七二〇番地の五
（甲）株式会社ホンダカーズ岐阜西
代表取締役　尾崎　英幸
三重県松阪市嬉野中川新町二丁目二〇三番地
（乙）株式会社ホンダカーズ三重南
代表取締役　宮田　考治
三重県四日市市小古曽東一丁目二番二〇号
（丙）三泗ホンダ販売株式会社
代表取締役　川口　真輝
岐阜県高山市昭和町三丁目九一番地
（丁）株式会社ホンダカーズ飛騨
代表取締役　河上　祐治

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

滋賀県湖南市中央五丁目一一三番地二

ニューハイツ浜台Ⅱ B－一〇二

（甲）特定非営利活動法人就労ネットワーク滋賀

理事　矢島　俊行

滋賀県湖南市東寺一丁目二番六号

（乙）特定非営利活動法人Ｓｋｉ・エスケイアイ

理事　川合　充彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月二十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十一日

掲載頁　五十四頁（号外第十三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十八頁（号外第十四号）

令和八年一月二十七日

京都市左京区粟田口鳥居町六五番地

（甲）株式会社美濃吉

代表取締役　佐竹　洋吉

京都市左京区粟田口鳥居町六五番地

（乙）株式会社京懐石美濃吉竹茂楼

代表取締役　佐竹　洋吉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載頁　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　三十四頁（号外第一三〇号）

令和八年一月二十七日

大阪市西区北堀江一丁目一二番一九号

（甲）株式会社栗本鐵工所

代表取締役　菊本　一高

埼玉県川口市原町六番二九号

（乙）三協機械株式会社

代表取締役　柳田　佳応

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＳＨＩＦＴ（乙、住所東京都港区麻布台一丁目三番一号）のＡｉｒｉｔｅｃｈ株式会社株式保有事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alhinc.jp/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十七日

東京都目黒区目黒一丁目二四番一二号

Stride Digital Group株式会社

代表取締役社長　畠山　奨二

吸収分割公告

当社（乙）は、会社法第七八四条第二項の規定に基づく簡易吸収分割によりビットキャッシュ株式会社（甲、住所東京都中央区銀座一丁目六番二号）に対して当社のＷｅｂＭｏｎｅｙ事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であります。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.aiful.co.jp/group/ir/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十六日

掲載頁　九十四頁（号外第一三二号）

令和八年一月二十七日

東京都港区港南二丁目一六番一号

ａｕペイメント株式会社

代表取締役　菊池　良則

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりジュリーク・ジャパン株式会社（乙、東京都品川区西五反田二丁目二番一〇号）の左の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

① 直営店（新宿伊勢丹店、コレド日本橋店、京都伊勢丹店）における化粧品及びエステティック・サービスの販売事業

② 公式サイト・外部プラットフォームを活用したオンラインショップ、リテール・ホールセールスにおける化粧品の販売事業

③ ホテル・温浴施設等における化粧品の販売及びこれに付随関連する事業

効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十五日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年三月三十一日

掲載頁　六十七頁（号外第七十二号）

令和八年一月二十七日

東京都品川区西五反田二丁目二番三号

株式会社ピーオーグローバル

代表取締役社長　田端　孝紘

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりウエルシア薬局株式会社（乙、住所東京都千代田区外神田二丁目二番一五号）のウエルシア薬局イオンモール成田店及びウエルシア薬局王子駅前店の運営事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年五月三十日

掲載頁　八十四頁（号外第一二〇号）

（乙）http://www.welcia-yakkyoku.co.jp

令和八年一月二十七日

大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目一二番四八号

株式会社コクミン

代表取締役　絹巻　秀展

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はコアランシール株式会社とします。

効力発生日は令和八年三月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月二十七日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

さいたま市北区日進町三－三四－一－三〇二

ＫＯＡＬＡｎＳＥＡＬ合同会社

代表社員　渡邉　駿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日であり、組織変更後の商号は株式会社ｅｌｔｏとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

東京都品川区南大井三－二四－八

ライオンズマンション大森第六－一〇三

ｗｉｔｈ．合同会社

代表社員　安喰　芽生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

東京都港区浜松町二丁目二番一五号浜松町ダイヤビル二Ｆ

アシスト合同会社

代表社員　渡邊　真二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

東京都足立区千住龍田町一八番一－三〇三号

合同会社エントワ

代表社員　齋藤　香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

東京都渋谷区西原三丁目七番五号

グリームハブ合同会社

代表社員　照屋　塁

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

東京都新宿区原町三丁目四番六グランディ市谷柳町五〇二

合同会社Ｐｒｉｍｅ　Ｕｎｄｅｒｗａｔｅｒ

代表社員　長野　俊一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

神奈川県横浜市青葉区新石川三丁目一三番地二二

合同会社ネイチャー・ランドスケーピング

代表社員　古池　威

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は株式会社修巧とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

愛知県名古屋市守山区守山二丁目九番七号

合同会社いうえ建築

代表社員　山本　修也

組織変更公告

当組合は、認可地縁団体に組織変更することにいたしました。

効力発生日は、令和八年四月一日又は知事の組織変更の認可を受けた日のいずれか遅い日であり、総会の決議は、令和八年一月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年一月二十七日

京都府船井郡京丹波町下粟野西反圃八二番地

下粟野生産森林組合

組合長理事　江本　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

大阪府堺市堺区賑町四丁三番一三号

合同会社エール食品

代表社員　江副　良一

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、但馬調剤薬局株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和八年一月二十七日

兵庫県豊岡市戸牧九四四番地六

但馬薬剤師会協同組合

代表理事　夜久　泰造

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月二十七日

鳥取県倉吉市上神一〇四八番地一

合同会社プロトオート

代表社員　山﨑　浩由

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千万円（うち資本準備金とする額は五億九千万円）減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nenkin-h.co.jp

令和八年一月二十七日

千葉県流山市東深井九四八番地

株式会社コミュニティＳＫＹ

代表取締役　夏目　芳宏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千十五万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十七日

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番地

ＲＡＸＡ神田須田町四階

株式会社ＬＯＧＩＣホールディングス

代表取締役　中島　遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千十五万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十七日

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番地

ＲＡＸＡ神田須田町四階

株式会社長崎建創ホールディングス

代表取締役　中島　遼

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.t-consumersys.co.jp

令和八年一月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

株式会社東京コンシューマーシステム

代表取締役　安田　誠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十七日

東京都中央区日本橋三丁目二番一四号

株式会社Ｃｏｌｏｒ

代表取締役　村上　美晴

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

株式会社Ｊａｐａｎ　Ｖｅｔｅｒｉｎａｒｙ　Ｎｅｘｕｓ

代表取締役　仲田真紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十八億一千二百二十三万三千六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月二十七日

東京都千代田区神田東松下町一〇番地五

株式会社ＶＨホールディングス

代表取締役　仲田真紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千八百万円減少し三千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://comfort-alliance.co.jp/

令和八年一月二十七日

東京都千代田区富士見二丁目四番三号

株式会社コンフォートアライアンス

代表取締役　八木　健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二一四頁（号外第一四八号）

令和八年一月二十七日

東京都千代田区神田小川町一丁目八番八号

ＶＯＲＴ神田小川町五Ｆ

株式会社Ｒｅｔｕｒｎａｂｌｅ

代表取締役　池田　俊道

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を剰余金の資本組入れにより九億八千七百六十二万八千円にすることを条件として、八億九千七百六十二万八千円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　静岡新聞

掲載の日付　令和八年一月十五日

掲載頁　十四頁

令和八年一月二十七日

静岡県浜松市中央区布橋二丁目六番一号

須山建設株式会社

代表取締役　須山　雄造

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十七日

大阪府枚方市町楠葉一丁目三番一三号

有限会社橋本質店

代表取締役　橋本　恵二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月二十七日

神戸市中央区港島中町六丁目一四番地ポー

トピアプラザＤ棟二五〇四号

有限会社ササヤマ

取締役　佐々山有恒

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月三十一日を効力発生日とする株式会社斎藤建設工業所との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加したため、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年一月二十日

掲載頁　二一七頁（号外第十二号）

令和八年一月二十七日

福島県福島市在庭坂字弁天前三一―一

株式会社Ｃ＆Ｒｅ

代表取締役　齋藤　周夫

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を九億十七万四千六百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十二日

掲載頁　八十七頁（号外第十四号）

令和八年一月二十七日

富山市太郎丸一一三番地四　株式会社松栄

代表取締役　松岡　宏

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年二月一日を効力発生日とする株式会社エヌ・イーサポートとの株式交換（以下、「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、本株式交換により増加する資本準備金の額の増加分全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十三日

掲載頁　一二二頁（号外第二八〇号）

令和八年一月二十七日

広島市中区南竹屋町二番三二号

株式会社クレバー

代表取締役　長田　智久

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を一二二億五二百万円、資本準備金の額を一二二億五二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号

株式会社フォーラムエンジニアリング

代表取締役　佐藤　勉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億二千五百万円、資本準備金の額を十五億二千五百万円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十一月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一〇九頁（号外第一八五号）

令和八年一月二十七日

東京都港区海岸一丁目七番一号

日本コンピュータビジョン株式会社

代表取締役　桜井　勇人

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十七日

群馬県高崎市上小塙町五七七番地四

株式会社清水

代表取締役　清水　武義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十七日

東京都台東区上野四丁目四番五号

株式会社ドリーマーズ

代表取締役　桑崎　成富

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月二十七日

大阪府東大阪市西石切町四丁目一番三一号

大光運輸株式会社

代表取締役　前田　卓雄

株式交換につき株券等提出公告

当社は、当社を完全子会社とし、澁澤倉庫株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年三月二日までに当社にご提出下さい。

令和八年一月二十七日

埼玉県さいたま市北区大成町四丁目九一四番地一

大宮通運株式会社

代表取締役社長　川西　兵衛

株式交付公告

当社（甲）は、株式会社Ｖリムジン（乙、住所東京都中央区銀座八丁目一八番四号）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日であり、当社は会社法第八一六条の四第一項本文に基づき株主総会の承認決議を経ずに株式交付を決定しております。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類に関する事項は左記のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://v-limousine.com/

令和八年一月二十七日

石川県白山市福留町二〇一番地一

株式会社北紡

代表取締役　粕谷　俊昭

吸収分割並びに資本金及び準備金の額の減少公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の健康食品事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

また、乙は、資本金の額を二十五億八千九百万円減少して一億円とし、資本準備金の額を二十五億八千八百四十二万千二百円減少して零円とすることにいたしました。

この会社分割並びに資本金及び準備金の額の減少に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　二〇三頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　一二五頁（号外第一五五号）

令和八年一月二十七日

東京都板橋区小豆沢三丁目六番一〇号

（甲）オリエンタル酵母工業株式会社

代表取締役社長　新井　秀夫

東京都千代田区神田錦町一丁目二五番地

（乙）日清ファルマ株式会社

代表取締役　田中　秀邦

訂正公告

令和八年一月二十一日官報第一六三〇号二十九頁掲載の左記会社に係る合併公告中、（甲）の最終貸借対照表の開示状況に、「https://www.mv-kanto.co.jp/company/」とあるは、「https://www.mv-kanto.co.jp/」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十七日

東京都江東区亀戸五丁目三〇番三

（甲）マックスバリュ関東株式会社

代表取締役　平田　炎

東京都杉並区阿佐谷南一丁目三三番一〇号

（乙）イオンマーケット株式会社

代表取締役　乾　哲也

訂正公告

令和八年一月二十一日官報第一六三〇号二十九頁掲載の左記会社に係る吸収分割公告中、（甲）の最終貸借対照表の開示状況に、「https://www.mv-kanto.co.jp/company/」とあるは、「https://www.mv-kanto.co.jp/」の誤りにつき訂正します。

令和八年一月二十七日

東京都江東区亀戸五丁目三〇番三

（甲）マックスバリュ関東株式会社

代表取締役　平田　炎

神戸市中央区港島中町四丁目一番一

（乙）株式会社ダイエー

代表取締役　西峠　泰男

取消公告

令和七年九月十八日（号外第二〇九号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告を取消します。

令和八年一月二十七日

東京都中央区京橋三丁目一二番一号

（甲）共創未来株式会社

（旧商号：東和ソリューションエンジニアリング株式会社）

代表取締役　反町　長禄

東京都中央区京橋三丁目一二番一号

（乙）東和リアル・エステート・インベストメント株式会社

代表取締役　反町　長禄

取消公告

令和七年十二月二日掲載の組織変更公告は取り消します。

令和八年一月二十七日

山口県山口市阿東徳佐上一三七九番地二

農事組合法人ふなひら

理事　梅地　茂美